

●香川県告示第456号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、詫間加入区について、平成21年香川県告示第461号による保険に付すべき義務は、平成25年10月1日限り消滅したので、告示する。

平成25年10月4日

香川県知事 浜 田 恵 造